

## 第三評価結果

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ <b>③</b> ・c
<p>基本理念として「児童憲章の精神を踏まえ、幼児教育部と乳児保育部の連携を図り、幼児教育と児童福祉の双方の機能を持ち、乳児保育から幼児教育へと緩やかに進展する『幼・保一体的な運営』を経営の基本理念とする」、保育教育目標として「心身ともに健康で元気に遊び生き生きと生活する子どもを育成する。めざす子ども像として・明るく元気に遊ぶ子・思いやりのある子・自ら考え工夫する子」を掲げている。基本理念、保育教育目標は、「入園のしおり」・「こども園概要」に明文化されるとともに、職員室に掲示されている。しかし職員や保護者の理解が不十分な点が窺えるので、入園のしおりに、わかりやすい解説を加えるなど周知に向けての配慮が望まれる。</p>		

#### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	<b>③</b> ・b・c
<p>事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析に関しては、「栃木市保育所整備基本計画（平成25年3月策定）」に見られるように、保育の現状、各地域の状況等が市での確に把握されており、園長会議での伝達や市からの連絡等により園側に伝えられている。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・ <b>③</b> ・c
<p>「栃木市総合計画（平成27年3月改定）」および「栃木市保育所整備基本計画」に見られるように、経営課題を明確にして保育所の充実に向けて具体的な取り組みが市で進められている。経営状況や改善すべき課題についての職員への周知については、職員アンケートの結果からは不十分な点が見られるので、予算の執行状況や今後の見通し等も含めて職員会議で説明し理解を促すことが望まれる。</p>		

#### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	<b>③</b> ・b・c
<p>公立こども園ということもあり、中・長期的な計画は栃木市で策定されている。「栃木</p>		

市総合計画」および「栃木市保育所整備基本計画」に保育所整備の基本的な考え方、そして具体的な整備計画がまとめられている。また、「栃木市子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月策定）」が策定され、子育て支援の計画的な推進が実施されている。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・ <b>b</b> ・c
事業計画については、体系的にまとめたものはないが、年度初めに、年間行事計画・年度の研修内容表・年間避難訓練計画・年間保育計画などが作成されている。今後は、年度の運営方針、重点課題、具体的な達成目標等を明記し、園の事業概要を網羅した事業計画の策定が望まれる。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・ <b>b</b> ・c
行事計画については、前年度の反省・評価を次年度に活かし、職員会議において全職員で内容の検討・確認を行う仕組みが出来上がっている。今後は、研修計画など他の計画においても前年度の活動を振り返り、全職員が参画して計画を策定する仕組みの構築が望まれる。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・ <b>b</b> ・c
保護者への情報提供として、毎月「園だより」が発行されており、今月の保育のねらい・避難訓練・地区体育祭・保育参観でのアンケート結果等が伝えられている。また、年に3回発行される「学年だより」では、各クラスの活動状況や日常の保育活動の様子が紹介されている。4月に開催される保護者会総会においては、年間行事計画についての詳細な説明が実施されている。次年度以降は体系的にまとめた事業計画を作成し、園の運営方針も含めて保護者に周知し理解を更に促すことが望まれる。		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ <b>b</b> ・c
毎年、職員全員で「自己評価チェックリスト」による評価を行い、その結果を職員で話し合い改善に向けての取り組みを行っている。平成25年には第三者評価を受審しているが、その結果を踏まえて質の向上に向けての組織的な取り組みは十分とは言えない。例えば委員会を設置するなどして、組織的に課題の整理・改善計画の立案・改善策の実施と進捗管理・評価分析も含めて、PDCAサイクルにもとづき改善を推進することが必要である。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ <b>b</b> ・c
「自己評価チェックリスト」による評価および第三者評価の評価結果を職員で共有し改善に取り組んでいるが、課題を文書化し、改善計画を策定の上改善に向けて計画的に取り		

組む体制とはなっていない。評価結果を十分に活用するためにも取組体制の強化が望まれる。

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ <b>b</b> ・c
園長の役割と責任については「こども園運営規程」で文書化するとともに、「園務分掌」において明文化しているが、周知については職員アンケートの結果からは不十分な点が見られる。事業計画・職員会議・園だより等において、自らの役割と責任、そして園としての運営方針等を表明し理解を促すことが望まれる。また、現状の「園務分掌」については、「組織表」と改善活動なども含めて各種業務の分担を明文化した「職務分担表」とに分けて記述したほうが理解しやすいので、今後検討していただきたい。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・ <b>b</b> ・c
園長は、法令順守の観点での研修や勉強会への参加、「例規関係」ファイルの差し替えの都度、必要な法令や規則などを確認しながら職務に当たっている。今後は幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、職員への周知、また遵守するための具体的な取り組みを行うことが必要である。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・ <b>b</b> ・c
園長としての、保育の質の向上に向けての取り組みとしては「自己評価チェックリスト」の評価結果、保護者によるこども園評価、評議員による保育観察結果から課題を明らかにし、職員会議での討議や園内研修のテーマとして取り上げ改善に努めている。今後は、質の向上に向けての具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参加することが期待される。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ <b>b</b> ・c
経営の改善や業務の実行性を高める取り組みとしては、予算執行状況表による執行状況の把握、事務事業評価によるコスト分析等を行ったりして次年度の事業に反映させている。今後は、職員へのヒアリングを実施したり職員と意見交換をするなど、職員全体で効果的な事業運営を目指す取り組みが期待される。		

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	Ⓐ・b・c
<p>必要な人材や人員体制については、「こども園運営規程」に明記されている。保育教諭や調理員は全員有資格者が配置されており、臨時職員の採用においても有資格者が採用されている。また、幼稚園教諭の免許更新に関しては計画的な取り組みが実施されている。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・Ⓑ・c
<p>期待する職員像としては「職員の心得」として、①子どもの人権を尊重し、一人一人を大切に保育者②チームで仕事を行い、協調性を大切にしお互いに助け合う職員など4項目を挙げている。人事管理については栃木市の人事規程にもとづく管理が実施されている。将来的には職員の意欲向上のためにも、臨時職員も含めて、職員自らの将来の姿を描くことができる仕組み作り（キャリアパスの明確化）が期待される。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・Ⓑ・c
<p>職員の就業状況については、休暇簿、時間外勤務命令簿、行事・当番表などにより就業状況の把握を行っている。毎週水曜日・育児の日には、ノー残業が推進されている。心の健康に関して、正規職員については、メンタルヘルスチェックで自己の状況の確認、市保育課長や園長によるヒアリングの機会を設けるとともに、相談できる窓口が明確になっている。しかし、職員アンケートの結果からは周知が不十分な点が見られるので、職員会議等で理解を促すことが必要である。さらに、臨時職員についても、心の健康を確保する取り組みが望まれる。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・Ⓑ・c
<p>正職員に対しては、平成28年4月から、職員一人ひとりに対しての目標管理制度が開始されている。上位組織の目標を踏まえて個人目標を設定し、結果については業績評価と態度・能力評価を行う仕組みとなっている。園の人員構成としては臨時職員が多いので、意欲向上のためにも、例えば臨時職員を対象とした簡易的な目標管理の仕組み作り等が望まれる。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・Ⓑ・c
<p>年度の研修予定項目、参加者を記載した「研修内容表」が作成されている。研修後は、復命書、研修報告書を提出するほか、職員会議の場で報告を行い研修内容の共有化を図っている。教育・研修の基本的考え方、職員に必要とされる専門技術や専門資格を事業計画等で明示するとともに、定期的に計画の評価と見直しを行い、記録として残す取り組みが望まれる。</p>		

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>保有資格の一覧表が作成されており、新任職員に対しては市による教育が実施されている。年度の「研修内容表」の作成に際しては、全員が何らかの研修に参加できるように配慮がされているが、職員一人ひとりの教育・研修機会の確保としては不十分である。これまでの研修履歴や不足している分野を抽出し、経験年数・専門分野・本人の意向等を踏まえた研修計画の策定が望まれる。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>オリエンテーション、実習上の注意、反省会、職員の周知等を記載した「実習生受け入れマニュアル」が整備されている。実習生の受入れは、専門分野に応じた主任保育士が対処しており、栃木県内の高校、大学から実習生が訪れている。「実習生受け入れマニュアル」には、実習生の教育・育成に関する基本姿勢の明文化が望まれる。</p>		

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>第三者評価の受審結果については、とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構のホームページにて公表されている。地域への情報公開としては、「園だより」が小学校へ配布されているが、さらに自治会への資料配布など、園で行っている活動等について地域の理解を深める取り組みが望まれる。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>栃木市の各種規程や手引きに沿った事務や会計処理が実施されている。また、こども園運営規程に経理に関する事項が明記されている。行政による歳入歳出決算監査、指導監査が実施されており経営上の課題を発見する仕組みは構築されているが、外部監査は実施されていない。</p>		

### Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>園は西方こどもネットワーク（市青少年育成市民会議西方地域）の推進団体の一つとなっており、地域の文化祭で園児の学習成果発表として踊りを披露したり、体育祭に親子で競技種目に参加したり、子ども夏祭りでは神輿を担いだりしている。また、クリスマス会</p>		

<p>に高齢者を招待して交流を行い、園舎内に設置されている子育て支援センターには読み聞かせボランティアが来るなど、地域との交流を行っている。しかしながら、地域との関わりについての基本的考え方が明らかでないので、今後は文書化した上で更に交流の促進を図っていくことが期待される。</p>		
24	<p>Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	<p>Ⓐ・b・c</p>
<p>中学生のマイチャレンジ事業や高校生のインターンシップ事業に協力して受入れを行い、生徒たちは保育体験をしている。また、一般のボランティアが保育や行事の手伝いをしているほか、地元中学校3年生全員の保育体験なども実施している。受入れに当たっては、受入れマニュアルに基づいてオリエンテーションで留意事項等を伝え、終了後に話し合いをするなど、ボランティア等の受入れ体制が整っている。</p>		
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>a・Ⓑ・c</p>
<p>特別な支援が必要な子どもに対しては、子どもサポートセンターの巡回相談を受けて支援を行い、市健康増進課の5歳児発達相談の結果を基に保育を行い、必要に応じて関係機関につないで発達支援を受けられるようにしている。また、市保育課を通して療育機関との情報・意見交換の場を年2回設けている。職員は日常的に子どもや保護者の様子を丁寧に見るようにしていて、虐待等の不適切な関わりが懸念される場合は、市保育課や児童相談所との連携を図って対応する体制が整っている。今後は、公的機関だけでなく民間の子育て関係の団体等との連携も視野に入れるなど、より良い保育を提供するための連携を更に図っていくことが期待される。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。</p>	<p>Ⓐ・b・c</p>
<p>園として子育て相談に対応しているほか、設置されている子育て支援センターでは、地域住民に遊びや子育ての情報を提供したり子育て相談を行っている。園は災害時の市指定避難場所になっており、地域の赤ちゃんの駅（外出時におむつ替えや授乳などで立ち寄ることができる）にもなっている。また一時預かり事業も行っているなど、保育所として有する機能を地域に還元する体制が整備されている。</p>		
27	<p>Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>a・Ⓑ・c</p>
<p>公立であることから、市全域の福祉ニーズの把握は市保育課が行っていて各種事業が展開されているが、園として保護者や近隣住民等から、より身近な福祉ニーズを把握することも必要であり、その点では現在の取り組みは十分とはいえない。今後は、地域に密着したより細かい生活課題や福祉課題を把握して、市保育課と連携を図りながら課題の解決や状況の緩和に向けた活動や事業を取り入れていくことも検討していただきたい。</p>		

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>入園のしおりの保育理念・保育目標、園の保育課程・年齢別年間指導計画には、子どもを尊重した保育が明文化されていて、職員全員に配付されている保育手帳を部会議の際に読み合わせをしたり、自己評価チェックリストによる点検を行うなど、共通の理解を持つための取組を行っている。しかしながら、職員アンケート結果では半数以上の職員が「理念や方針について共通理解が十分ではない」と回答している。また、保育の実践の基本となる標準的な実施方法が保育場面の一部しか整備されていないことや、組織としての勉強会や研修が十分ではないことが窺えるので、今後取組みを強化していくことが期待される。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>人権擁護マニュアルや虐待防止マニュアルが作成されていて、子どもを尊重し権利擁護に配慮した運営や保育に努めているが、子どものプライバシー保護マニュアルは十分な内容となっていない。また、保育場面においてもある程度配慮はされているが、職員に周知徹底されているとは言えない状況が窺えるので、今後マニュアルの充実・整備に取り組み、子どもや保護者のプライバシー保護についての職員の共通理解を図っていくことが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	<b>a</b> ・b・c
<p>広報とちぎや市ホームページに、入園申し込みや施設見学等の情報が掲載されており、入園を希望する保護者を対象に見学会を実施して概要説明や施設案内を行い、十分理解できるように丁寧に説明をしている。また、申込期間中は随時保護者の見学に応じるなど、保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	<b>a</b> ・b・c
<p>入園前に一日入園の機会を設け、入園のしおりに基づいて詳細に説明を行っており、希望する保護者に対しては「保育所入所前体験保育」も実施している。入園に際しては、運営や保育内容等が書かれた重要事項説明書についても説明し、確認の上保護者から同意書をもっている。特に配慮が必要な子どもの場合は、個別に保育内容やクラス担任等の説明・確認を行い、保育内容の変更の際も文書等により詳しく説明し、保護者の理解を十分得るようにしている。</p>		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・ <b>③</b> ・c
<p>市の方針により、保育所の変更に当たり引き継ぎ及び申送りの文書の送付はしていないが、個人情報保護に配慮した上で、必要に応じて口頭での引き継ぎや情報交換は行っている。保護者に対しては、園の利用終了後でも相談に応じることを何回か機会を捉えて口頭で伝えており、「相談窓口」の表示もしているが文書の配付等はしていない。保育の継続性への配慮という点から、保育所変更に際しての対応や手法について今後検討することが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・ <b>③</b> ・c
<p>大きな行事の後に保護者にアンケートを実施しているほか、年度末には園評価アンケートを行い、意見や要望等を会議で検討の上その後の運営や保育内容に反映するようにしており、アンケート集計結果や反映した内容について保護者に書面で通知している。保護者の希望に応じて随時個別の相談・面談を行っているが、全ての保護者を対象とした定期的な個人面談等の積極的な取り組みまでは至っていない。今後、利用者満足の上向上を目的とした仕組みを更に整えていくことが期待される。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	<b>①</b> ・b・c
<p>「なかよしこども園における苦情解決に関する規程」が作成されており、苦情があった場合は規程に則って苦情に対する適切な対応を行い、経過・結果の記録もして職員への周知も図っている。入園のしおりに苦情窓口設置が記載されているほか、重要事項説明書の同意をもらう際にも、保護者にその趣旨・内容等について説明をしている。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	<b>①</b> ・b・c
<p>保護者の気づきやすいところに「相談窓口」と表示したり、「ご意見箱」を設置したり、園だよりに年に何回か「気軽に子育て相談をしてください」と掲載するなど、保護者への周知に努めている。相談や意見に対しては、園長・主任・担任等が直接、または連絡ノート・電話等で相談に応じており、相談者の意向や相談の内容等を考慮して、安心して話し合いができる時間や場所の設定をしている。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	<b>①</b> ・b・c
<p>苦情以外の相談等に備えて「相談対応マニュアル」が作成されていて、その流れに従い適切な対応がなされている。相談や意見の内容について部会議や職員会議でも話し合い、検討結果をその後の運営や保育に反映するようにして、そうした結果を速やかにその保護者に報告するとともに、場合によっては保護者全員にも伝えるようにしている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ <b>①</b> ・c
<p>事故防止チェックリストを使用しての危険個所の再確認、遊具等の点検、安全管理自主</p>		



<p>点検表による点検、ヒヤリハット記録による保育中のリスクの報告・周知など、安心・安全な保育環境を保持できるよう危機管理に努めている。しかしながら、確認し記録されたリスク等について、リスク要因の分析や改善策・防止策の検討そして改善等の実施という園全体としての仕組みが明確になっていないので、今後の取り組みが望まれる。</p>		
38	<p>Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>感染症マニュアルがあり、それに則り対応することが明確化されていて、感染症が発症した場合は、職員や子どもへの手洗い・消毒の徹底を行い拡大防止に努めている。保護者には文書の掲示で伝えているが、保護者から十分でないとのアンケート結果が何例も見られることから、保護者全員に漏れなく速やかに感染症発症の情報や予防方法等の伝達ができるよう工夫することが期待される。</p>		
39	<p>Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	<b>㉓</b> ・b・c
<p>市の地域防災計画を踏まえ、災害時対応マニュアルに従い子どもの安全確保を最優先にするよう、職員への周知がされている。毎月避難訓練を実施し、災害想定避難訓練では保護者への引き渡し訓練を行っている。また、食糧・水の備蓄やクラス毎の非常リュックの備えをしているほか、家具やテレビ等の転倒防止策を行い、乳児室の窓ガラスには飛散防止シートを張るなど、子どもの安全確保のための取り組みを組織的に行っている。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	<p>Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。</p>	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>こども園運営規程や指導計画等に保育の手順や留意事項があり、保育に関する一部のマニュアルは作成されているが、保育全般としては文書化されていない。保育をする誰もが必ず行わなくてはならない基本となるものとして、幼保連携型こども園の特性を考慮し、保育の方法・保育士の関わり・配慮事項等を示した包括的な標準的な実施方法を早急に文書化することが必要である。</p>		
41	<p>Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>標準的な実施方法を見直すことは、保育の質に関する職員の共通意識を育て、保育の質に対する検討が継続して行われることになる。指導計画や日々の保育の評価・見直しによる課題や改善点から、標準的な実施方法の見直しを定期的に全職員が係わって実施する仕組みを構築することが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	<p>Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。</p>	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>入園時には全員の面接が行われ、発達、家庭状況等や保護者の意向等も確認されている。</p>		

<p>クラス指導計画はクラス内会議、同年齢クラス担任会議、幼児部会議、乳児部会議等において検討して作成され、乳児と発達支援児については個別計画が作成されている。入園後も、子どもや保護者の意向が反映された目標と具体的な保育・支援が計画されるよう、アセスメントの方法や記録等の仕組みを整備することが望まれる。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・ <b>③</b> ・c
<p>幼児部会議、乳児部会議等で定期的に指導計画の評価・見直しを行い、職員会議に報告されている。月案・週案は評価後に園長・主任に提出し他者評価が実施され次の計画作成に活かされている。幼児部（3歳以上）は学期ごとに幼児部全体の評価を行い、改善策が検討されている。現在の評価・見直しでは、保護者の意向把握と同意を得る手順や、見直しによる変更事項を関係職員に周知する手順が整備されていないので、子どもや保護者のニーズ等に対する支援が十分に行われるよう組織的な仕組みを定めることが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・ <b>③</b> ・c
<p>乳児は保育園用児童票を使用し、幼児は幼保連携型認定こども園指導要録を利用して個別記録がされている。幼児の個々の状況・保育経過等は、個別の用紙に記録され保育日誌に綴られている。幼児が現在使用している指導要録は、更に活用できるよう様式等を検討する予定になっている。記録する職員によって記録内容や書き方に差異が生じないように記録要領を作成するとともに、職員間の情報共有化を更に図る取り組みが望まれる。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	<b>③</b> ・b・c
<p>記録管理は市の規程に基づきこども園運営規程の中に明記され、保存・管理・処分が行われている。電子データの取り扱いについても適切に管理されており、職員には個人情報保護、守秘義務等を含め周知されている。</p>		

## A-1 保育内容

A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a・ <b>③</b> ・c
<p>新制度における認定こども園として、平成27年より実施事業も幼保連携型認定こども園教育・保育要領により見直しが行われている。現在の全体計画は保育課程との名称で公立保育園の統一された内容が基本となって編成されている。今後は、短時間および長時間の教育・保育を受ける子どもが同時にいるという認定こども園の特性を考慮した「全体計画」を、全職員参画の基に編成するとともに、その後の見直しを行う仕組みを構築することが望まれる。</p>		

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	㉠・b・c
園庭は業務員により常に点検・整備がされ、ゆったりと安全に遊べるよう園庭を分けて使用できるようになっている。乳児組は、衛生面・安全面等に配慮し環境が整備されている。幼児組は年齢ごとに図書コーナーやランチスペースがあり、コーナー遊びや片づけることなく遊びを継続できるスペースも整っている。長時間保育の幼児午睡室も別室として確保されている。水道設備、トイレ等も年齢に合わせ利用しやすく設置されており、衛生面や使い勝手面で工夫がされている。		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・㉡・c
一人ひとりの子どもの理解を深め、個々に合わせた保育が心掛けられている。幼児部においては担当職員が一日の中で替わるため、子どもの共通理解と対応が難しい状況となっている。現在、保育教諭の言葉遣いなどを含め、子どもの状況に応じた適切な対応の研修が検討されているが、今後子どもへの関わりについて職員の共通理解を深め、更に一人ひとりの状況に応じた保育を適切に行うよう取り組むことが望まれる。		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	㉢・b・c
保育教諭は子どもの発達状態を把握して個々の目標を立て、自分でやろうとする気持ちを大切にしながら保育を行っている。子どもの保育経験年数による個人差を含め、子どもの状況に合わせて保育教諭が対応し見守る姿が食事や排泄場面等で見受けられた。		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	㉣・b・c
保育教諭は子どもが自らしてみようとする気持ちをしっかりと受け止めるよう努めている。子ども達が自発的に遊べるよう玩具や材料が準備され、その遊びが継続して出来るようスペースが確保されている。「子どもが主体的にかかわり活動できる環境について」のテーマで園内研修も行われている。訪問時には段ボールでお化け屋敷や船を共同制作するグループや、家作りからままごと遊びを発展させて遊ぶ姿が見られた。乳児部では子どもの発達・興味に合わせてパズル等が準備されている。		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉤・b・c
現在は、保育教諭2名で6名の0歳児を受け入れている。保育室は1歳児の保育室と繋がっており、連携できるようになっている。衛生面、安全面に配慮され、室内外の点検が行われ必要に応じて改善がされている。保育教諭は穏やかに笑顔で接し、子どもの気持ちの表現に応えるよう留意しながら保育に当たっている。また、保護者との情報交換を行い、必要に応じて栄養士を交えての育児相談も行っている。		

A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p>1歳児と2歳児が年齢別のクラスで、個々の成長の様子を把握し発達に合わせた個別計画が立てられ保育が行われている。保育教諭は子どもの気持ちを受け止めることを心掛け、自己主張が強くなる時期には、一人の保育教諭が時間をかけ子どもと向き合うよう配慮している。日々の家庭からの情報を含め、情報の共有には担任全員が確認するよう留意されている。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・㉒・c
<p>幼児の言語が発達する時期として、保育教諭は集団の中でも一人ひとりの子どもの話をしっかり聞き、言葉の背景にある気持ちを汲み取るよう心掛けている。認定こども園の特性である在園時間の長短、入園時期や登園日数の違い等による配慮は、実際の保育の中では行われているが、標準的な実施方法や指導計画等に文書化されていない。認定こども園の特性を踏まえた教育・保育の内容や展開についての工夫や、一日の中で代わる担当保育教諭への引き継ぎ、子どもの状況等の共有、保護者との連携等について具体的な仕組みを文書化し明確にすることが望まれる。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p>特別な支援が必要な子どもには、職員が配置され市独自の「すくすくシート」を活用し個別支援計画の基に、療育施設「キッズホーム」等の専門機関と連携し保育が行われている。幼児・乳児部会議、職員会議等で支援の必要なケースについては、情報の共有、支援内容が検討され関わり方などの確認が定期的に行われている。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・㉒・c
<p>長時間利用保育は午前7時から午後7時となっており、短時間利用保育の子どもの預かり保育も行われている。幼児部の長時間利用の子どもは、保育室を移動し同年齢の担任が交代で担当し、早遅番は職員がローテーションで担当している。早番、遅番時の保育は異年齢児保育を中心に、ゆったりと好きな遊びを楽しめるよう配慮されている。長時間保育に対しては職員配置を含めた環境整備の改善に現在も取り組んではいるが、多様な保育時間に対し計画性を持った保育を行うことが望まれる。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・㉒・c
<p>就学を見通し長期計画を踏まえ保育が行われている。年長児は11月から午睡がなくなり、午後の時間もクラス活動が続けられている。保育教諭は幼保小の合同研修会や小学校教諭と職場交流等で情報交換を行い、小学生の来園による園児との交流機会もある。アンケート結果では、保護者が小学校以降の生活の見通しが持てるような機会を望む意見が何例か出ているので、今後保護者への対応を検討することが期待される。</p>		

A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	㉠・b・c
<p>健康に関するマニュアルと保健計画が立てられ健康管理が行われている。毎日の健康状況は、個々の健康カードと乳児の連絡帳により家庭と連携し細かく把握されている。保健日誌を用いて、子どもが体調不良になった時の状況・対応・家庭連絡・保護者への引き渡し状況等が記録されている。</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	㉠・b・c
<p>健康診断の結果は保護者に伝えられ、家庭での生活にも反映されるようにしている。歯科衛生士により、子ども達は歯磨き指導を受けており、職員は口腔に関する指導を受け「噛む力」について研修し保育に反映させている。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・㉡・c
<p>食物アレルギー対応マニュアルが整備されていて、医師の生活管理表に基づき園長・栄養士・調理員・担任等と保護者で十分話し合った上で、除去食や代替え食が提供されている。除去食等を提供する際は、子どもの名前が記入された食器を担当が個別に取りに行き、他職員もチェックするなど、誤食防止の徹底を図っている。現在、職員は慢性疾患のある子どもにも適宜対応しているが、より適切な対応や保育上での配慮等ができるよう「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（厚生労働省）」をもとに、慢性疾患についての対応マニュアルを作成することが望まれる。</p>		
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	㉠・b・c
<p>食育計画が立てられ、配膳の当番、簡単な野菜栽培やクッキング等を通して食への関心を育てている。食事時間や量は年齢や個々に合わせ対応され、自分の適量を知る経験を積むことも取り組まれていた。調査訪問時に、子ども自身が食事量の調整を申し出、「残さず全部食べられた」との気持ちを大切にすることが見られた。給食サンプルの掲示や「食育だより」等で家庭との連携が行われている。</p>		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	㉠・b・c
<p>衛生管理マニュアルが整備されており、検食・喫食状況等は日々記録され、毎月給食会議で調理員と保育教諭との情報交換が行われている。特に乳児部は毎日細かく連携している。長時間、短時間保育の子どもがいる幼児クラスにおいては、季節感のある献立や行事食の提供に工夫がされている。市の栄養士の巡回や調理員が誕生会と一緒に会食するなど、実際に子どもが食事をする様子を見る機会も持たれている。</p>		

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・ <b>⑬</b> ・c
<p>朝の受け入れ時に保護者から情報を聞いて関係職員に伝え、0・1歳児と支援児については連絡帳を使用して保護者と連絡を取っており、保育参観も実施して保育状況を見てもらっている。毎月の園だよりと年3回の学年だよりは発行しているがクラスだよりがなく、3歳以上児については情報交換の手段が講じられていない。また、保護者が保育参加の機会がなく、「子どもの様子を知りたい。保育状況が分からない。」とのアンケート結果がかなりの数に上っていることなどから、今後家庭への情報提供とそれに基づく連携について取り組みを強化することが望まれる。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	<b>⑭</b> ・b・c
<p>子どもの送迎時に保護者とのやり取りの中でコミュニケーションを図っており、相談に応じる体制も整備されていて相談内容も記録して職員間で共有するなど、保護者の子育てに対する支援を行っていることが窺える。</p>		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・ <b>⑮</b> ・c
<p>虐待防止マニュアルが作成されていて、職員は毎日の保育の中で子どもの様子を観察し、虐待等の不適切な関わりがないか確認している。問題となりそうな兆候や状況が見られた場合は上司に報告して、必要に応じて市保育課や児童相談所と連携を図る仕組みができていいる。しかしながら、マニュアルの職員への周知が十分でなく、虐待等権利侵害に対する理解を深める機会も設けられていないので、今後更なる取り組みが望まれる。</p>		

## A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・ <b>⑯</b> ・c
<p>職員は、各種記録の閲覧や会議等での話し合いを通して自分たちの保育について振り返りを行っている。また、年2回自己評価チェックリストによる自分の保育状況について評価を行い、改善等をしながら保育の質の向上に努めている。しかしながら、その自己評価が職員間での学びあい、園全体の保育の改善や専門性の向上に結び付ける仕組みが明確になっていないので、今後園全体の保育の質の向上に向けた取り組みが望まれる。</p>		